

新婚世帯の新たな生活を応援

最大
60万円



申請受付
令和7年8月1日から
令和8年3月13日

会津美里町結婚新生活支援事業

対象となる「新婚世帯」とは？

- 令和7年3月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出した夫婦
- 婚姻時の年齢が夫婦ともに**39歳以下**
- 令和6年（2024年）の夫婦の所得合計が**500万円未満**
（※所得と収入は異なりますのでご注意ください。）

ほか要件あり

対象の経費は？

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日に支払った以下の費用
 - ・ **居住費**：賃貸住宅の敷金、礼金、仲介手数料、家賃（賃料・共益費のみ）
 - ・ **引越費用**：引越業者または運送業者に支払った費用
 - ・ **リフォーム費用**：住宅のリフォーム費用

補助金額はいくら？

- 夫婦ともに**29歳以下**の世帯 → **上限 60万円**
- 夫婦ともに**39歳以下**の世帯 → **上限 30万円**

お問い合わせ： 政策財政課 移住定住促進係
（本庁舎2階 10番窓口）

提出先： 会津美里町字新布才地1番地

☎ 0242-55-1171

✉ seisaku@town.aizumisato.fukushima.jp

※詳しくは、
チラシ裏面または
町ホームページを
ご覧ください→→



1、対象世帯要件

令和7年3月1日～令和8年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦で以下の要件を全て満たす夫婦が対象となります。

- (1) 年 齢：婚姻日（婚姻届の届出日）における年齢が、夫婦ともに39歳以下
- (2) 所 得：令和6年（2024年）における夫婦の所得合計が500万円未満
※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は算出方法が異なります。
- (3) 住 所：補助金の申請日時時点で夫婦双方が会津美里町に住民登録しており、住民票の住所が申請する住宅の所在地となっていること。
- (4) その他：申請日から3年以上継続して町内に居住する意思があること、町税等の滞納がないこと、本制度や他の公的補助金を受けていないこと等

2、対象経費

令和7年4月1日～令和8年3月31日（補助対象期間）に会津美里町内に居住するために支払った以下の費用（1,000円未満切り捨て）が対象となります。

居住費	婚姻に伴い会津美里町内の賃貸住宅を借用する際に要した敷金、礼金、仲介手数料
家賃	賃貸借契約書で定められた月ごとの賃貸料（賃料、共益費のみ） ※月額5万円上限
引越費用	婚姻に伴い取得または賃貸した住宅や、夫または妻が居住する住宅へ引っ越しする際に要した費用のうち 引越業者または運送業者へ支払った費用
リフォーム費用	婚姻を機に実施した住宅リフォームのうち、住宅機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。 ※倉庫、車庫等にかかる工事費用、フェンスや植栽等の外構にかかる工事費用、エアコンや洗濯機等の家電購入及び設置にかかる費用については 対象外 。 ※婚姻日より前に実施したリフォームについては、 婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したものであること 。

3、申請期間

令和7年8月1日～令和8年3月13日まで

※申請される方は、必ず事前相談をお願いいたします。

4、提出書類

申請内容によって提出書類が異なりますので、詳しくは「**必要書類等チェックリスト**」をご確認ください。

5、申請方法

提出書類を会津美里町政策財政課へ提出 ※提出先は表面に記載

6、その他

令和7年3月1日～令和8年3月31日までに婚姻届を提出したが、令和7年度中は対象経費の支出が無いという方であっても、**次年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に対象経費の支出が見込まれる場合は、令和7年度中（令和8年3月31日まで）に申請をする必要があります。**

■ 申請前にご確認ください

※個々の様々な事情により対象とならないケースもあります。

令和7年3月1日～令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている

はい

いいえ

夫婦双方の住民票の住所が、申請対象住居（会津美里町内）となっており、かつ3年以上継続して町内に居住する意思がある

はい

いいえ

婚姻日（婚姻届の届出日）における年齢が、夫婦ともに39歳以下

はい

いいえ

令和6年（2024年）1年間の夫婦の所得額※の合計が、500万円未満
※所得の金額は、市町村が発行する「令和5年度所得・課税証明書」の「合計所得金額」で判断します。

はい

いいえ

夫婦双方または一方が貸与型奨学金の返済をしている
※夫婦の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額で判断します。

はい

いいえ

再計算の結果、夫婦の所得額の合計が500万円未満

はい

いいえ

過去に本制度により補助を受けたことがない（※他自治体を含む）

はい

いいえ

申請する費用（居住費・家賃、引越費用、リフォーム費用）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支出している

はい

いいえ

リフォーム費、居住費・家賃に係る契約の名義人が夫婦双方またはいずれか一方となっている

はい

いいえ

他の公的制度により、申請する費用（居住費・家賃、引越費用、リフォーム費用）に係る補助を受けていない

はい

いいえ

町税等の滞納がない

はい

いいえ

申請できます

該当しません

ご相談ください
(未成年、勤務先契約、低所得等やむを得ない事情がある場合のみ申請できる可能性があります。)

ご相談ください
(内容により申請できる場合があります。)

滞納分を納付いただければ申請できます